

京都市告示第 347 号

京都市水路等管理条例第2条第1号（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年1月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	壬生水0002号	中京区壬生高樋町59番地の19地先 同町68番地の12地先	
2	壬生水0003号	中京区壬生高樋町65番地の57地先 同町67番地の4地先	
3	安朱水0026号	山科区安朱北屋敷町13番地地先 同町15番地地先	

(建設局道路部道路明示課)